

第3次中期事業計画（平成24年度～平成26年度）

岐阜市信用保証協会は、『信頼のある協会』、『特色のある高品質なサービスを提供する協会』、『親切・親身な協会』を目指しています。利用者に「かゆいところに手が届く」サービスを提供すること、迅速で適切な事務処理をすることを業務運営上の重点課題とし、これらの実現のため、幅広い知識と高い倫理観を持ち、親切・親身な対応ができる職員の育成と、きめ細かな監査・検査の実施を2本柱とした、平成24年度から26年度までの3ヵ年間に於ける基本方針を以下のとおり定めます。また、来訪者の利便性と事務所機能を高めるべくJR岐阜駅前への事務所移転を計画しており、こうした取り組みにより、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献する公的保証機関としての体制を整備していきます。

1. 政策保証の推進

個々の中小企業者の実態把握に努め、個々の中小企業者に最も有効な国や地方公共団体が実施する政策保証を迅速かつ弾力的に取り組んでいきます。

2. 保証制度の多様化・柔軟化への対応

引き続き不動産担保、第三者保証人に過度に依存しない保証に努めます。また、多様化・柔軟化する保証制度に迅速・的確な対応をするため、内部研修の実施や外部研修への参加により職員の資質向上を図ります。

3. 利便性の向上に向けた努力

金融機関営業店との相談会、勉強会を積極的に開催し、保証制度の周知を行うほか、保証事務の円滑化へ向け金融機関と情報を共有し、更なる保証審査の効率化・簡略化に努め、事務処理のスピードアップを目指します。

また、中小企業者のニーズに合った保証制度の創設などを岐阜市へ提言します。

4. 中小企業者への経営支援・再生支援の整備、強化

中小企業者、金融機関及び中小企業再生支援協議会などからの相談に適切に対応します。また、特に大口保証利用先に対しては、積極的な経営支援を行います。

5. コンプライアンスの強化

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、法令等の厳格な遵守をはじめ、コンプライアンスに対する意識を高めることにより、コンプライアンス態勢の強化を図るとともに、内部監査・検査を更に充実することにより、業務の健全性及び適切性の確保に努めます。